

## 所得控除に注意!

### 給与所得控除の金額の引き下げ

正社員やパート、アルバイトなど給与収入がある人が該当する「給与所得控除」も改正されました。「源泉徴収票」を見ながら確定申告書類を作成することになりますが、人によっては源泉徴収票で控除されている給与所得控除の金額が昨年までとは異なっているかもしれないためです。これは給与収入によって控除額が変わったためですので、下の表を参照して確認してください。

昨年は上限額が220万円（給与収入が1000万円超の人）でしたが、令和2年以降は上限額が195万円へと下がり、さらに上限額が適用される給与収入は850万円超の人となりました。



#### ▼ 給与所得控除の控除額

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

## 確認しよう!

### 所得金額調整控除

給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられたために、給与収入が850万円を超える人は税負担が増えます。そこで、子育てや介護をする人のために、税負担が増えないように調整する「所得金額調整控除」が設けられました。所得金額調整控除は、給与所得から控除します。

給与収入が850万円を超える人は、次の3つのどれかに該当するかどうかを確認してください。

- ① 本人が特別障害者 / ② 23歳未満の扶養親族がいる
- ③ 特別障害者である配偶者や扶養親族がいて、生計を同一にしている

いずれかに該当する場合には、次の計算式で控除金額を算出してください。なお、給与収入が1,000万円を超える人は、給与収入を1,000万円として計算してください。

$$(\text{給与収入の金額} - 850 \text{万円}) \times 10\% = \text{所得金額調整控除}$$

また、公的年金の雑所得とアルバイトなどの給与所得がある人は、この2つの所得を合計した金額が10万円を超えた場合、給与所得控除額に「所得金額調整控除額」を加算できます。

$$\text{公的年金の雑所得}^* + \text{給与所得}^* - 10 \text{万円} \quad \text{※ 10万円を超える場合は 10万円}$$

例) 公的年金の雑所得が200万円、給与所得が100万円の場合、「10万円+10万円-10万円 = 10万円」となり、給与所得控除額に、10万円の所得金額調整控除額を加算して計算します。

吉田茂さんの場合 (妻 1 人)

【所得の種類】

●給料(支給金額)…200万円 ●公的年金(支払金額)…300万円

【所得控除】

○社会保険料控除…26万円 ○生命保険料控除…5万円  
○地震保険料控除…5万円 ○配偶者控除…38万円

●提出書類

申告書 A 第一表(提出用)  
 申告書 A 第二表(提出用)  
※所得が給与と年金の場合には、「申告書 A」を使う

●添付書類

保険料控除証明書

確定申告書 A 第一表の記載例

麻布 税務署長 令和 3 年 3 月 1 日 令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A FA0114

住所 (又は居所) 東京都港区六本木〇-〇-〇	個人番号 123412341234	フリガナ ヨシタ シケル	氏名 吉田 茂
令和 3 年 1 月 1 日の住所 同上	性別 (男) 吉田 茂	世帯主との続柄 本人	生年月日 3 25 01 09
	電話番号 03-0000-0000		

収入金額等	給与 ⑦	2000000	税金の計算	課税される所得金額 (5-20) ⑥	1900000
	公的年金等 ①	3000000		上の⑥に対する税額 ⑦	95000
	雑 ②			配当控除 ⑧	00
	その他 ③			(特定増改築等) 区分 ⑨	
所得金額	給与 ①	1220000	住宅借入金等特別控除 ⑩		
	雑 ②	1900000	政党等寄附金等特別控除 ⑪		
	配当 ③		住宅耐震改修特別控除 区分 ⑫		
	一時 ④		住宅ローン減税特別控除 区分 ⑬		
合計 (①+②+③+④) ⑤	3120000	引当金等特別控除 ⑭		所得引当金等特別控除 ⑮	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑥	260000	延引所得税額 (22-23-24-25) ⑯	95000	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑦		災害減免額 ⑰		
	生命保険料控除 ⑧	50000	前年度所得税額 (26-27-28) ⑱	95000	
	地震保険料控除 ⑨	50000	復興特別所得税額 (30 × 2.1%) ⑲	1995	
	寡婦、寡夫控除 ⑩	0000	所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35) ⑳	96995	
	勤労学生、障害者控除 ⑪	0000	外国税額控除 区分 ㉑		
	配偶者(特別)控除 区分 ㉒-㉓	380000	源泉徴収税額 ㉒	240000	
	扶養控除 ⑫	0000	申告納税額 納める税金 (36-37-38) ㉓	00	
	基礎控除 ⑬	480000	還付される税金 (39-40-41) ㉔	143005	
	⑬から⑮までの計 ⑭	1220000	配偶者の合計所得金額 ㉕		
雑 ⑮		雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ㉖	40000		
合計 (⑮+⑯+⑰+⑱) ⑲	1220000	未納付の源泉徴収税額 ㉗			
		申告期限までに納付する金額 ㉘	00		
		延納届出額 ㉙	000		

該当する所得控除がある場合には記入する(第3章参照)

10 公的年金の「源泉徴収税額」を記入する

9 還付される所得税額を計算する

8 すでに天引きされている所得税を合計して記入する

7 「所得税の速算表」(23ページ)をもとに、税額を計算する

6 課税される所得金額を計算する

5 所得を合計し、合計額を記入する

4 雑所得の金額を計算する

3 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を転記する

2 「公的年金等の源泉徴収票」の「支払金額」を転記する

1 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」を転記する

第一表 (令和元年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

なお、給与所得の控除額に「所得金額調整控除額」を加算できる場合もあります(巻頭を参照)。

次に、「雑所得」になる年金の所得税額を計算します。年金は「雑所得」になりますので、「所得の内訳」欄の「所得の種類」には「雑」と記入します。「公的年金等の源泉徴収票」や個人年金の「支払調書」を参照しながら記入していきます。

第一表には、「給与所得の源泉徴収票」にある「支払金額」を、「収入金額等」の「給与」の欄に記入します。「所得金額」の「給与」の欄には、「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」を記入します。

公的年金を受け取っている人は「公的年金等の源泉徴収票」に記載してある「支払金額」を、「収入金額等」の「雑(公的年金)」の欄に記入します。

公的年金のほかに個人年金も受け

取っている人は、「個人年金の支払調書」に記載してある「支払金額」を、「収入金額等」の「雑(その他)」の欄に記入しましょう。

第一表の「所得金額」欄の「雑」に記入する雑所得は、公的年金だけであれば、「公的年金等の源泉徴収票」に記載してある「支払金額」から所得金額を自分で計算して記入します。

計算にあたっては、19ページの表「公的年金の雑所得の金額の計算方法」を参考にしてください。

### 個人年金を受け取っている場合は別途記入をする

個人年金も受け取っている人は、契約している会社から送られてくる「支払調書」を参考にして記入します。

支払調書の「年金の支払金額」を申告書の「収入金額」に、「源泉徴収税額」

を申告書の「源泉徴収税額」に、「年金の支払金額に対応する掛金額」を申告書の「必要経費」に、「差引金額」を申告書の「所得金額」にそれぞれ転記します。

記載例については、37ページと39ページをご覧ください。

公的年金は公的年金だけで、個人年金は個人年金だけで所得額を計算してから、2つを合計し、「第一表」の「所得金額」欄の「雑」に記入しましょう。

給料も年金も、所得税が源泉徴収されている場合は、その分はすべて合計してもれなく記入してください。





片山哲さんの場合 (妻 1 人)

【所得の種類】

- 給料(支給金額)……150万円
- 公的年金(支払金額)…270万円
- 退職金(支払金額)…2,000万円(勤続年数21年)

【所得控除】

- 社会保険料控除…40万8,770円
- 生命保険料控除…10万円
- 配偶者控除………38万円
- 地震保険料控除…5万円

●提出書類

- 申告書B 第一表(提出用)
- 申告書B 第二表(提出用)
- 申告書第三表(分離課税用)

●添付書類

- 個人年金保険料支払額などの証明書
- 保険料控除証明書

確定申告書 B 第一表の記載例

麻布 税務署長 令和 02 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0125

令和 3 年 3 月 1 日

住所 東京都港区六本木〇-〇-〇

氏名 片山 哲

職業 フリーアルバイト

生年月日 3 25 02 09

電話番号 03-0000-0000

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる	その他	税	計算	その他
給与 1500000	給与 850000	社会保険料控除 408770	配偶者の合計所得金額 0	課税される所得金額 6 000	源泉徴収税額 8 917252	配偶者の合計所得金額 49 0
公的年金等 2700000	雑 1600000	生命保険料控除 100000	専従者給与(控除)額の合計額 0	上の⑥に対する税額又は第三表の⑥ 7 754050	申告納税額 45 -147367	青色申告特別控除額 51 0
退職金 2000000	合計 2450000	地震保険料控除 50000	雑所得、一時所得等の源泉徴収税額の合計額 10 767252	配当控除 7 0	予定納税額(第1期分・第2期分) 46 0	雑所得、一時所得等の源泉徴収税額の合計額 52 767252
		寡婦、寡夫控除 0	未納付の源泉徴収税額 53 0	特定増改築等 30 0	第3期分納める税金の税額 47 0	未納付の源泉徴収税額 53 0
		勤労学生、障害者控除 0	本年分で差し引く繰越損失額 54 0	住宅ローン等特別控除 31 0	還付される税金の所 48 9 147367	本年分で差し引く繰越損失額 54 0
		配偶者(特別)控除 380000		復興特別所得税額 41 15835		
		扶養控除 0		所得税及び復興特別所得税の額 42 769885		
		基礎控除 480000		外国税額控除 43 0		
		⑩から⑳までの計 1418770		源泉徴収税額 44 8 917252		
		医療費控除 1418770		申告納税額 45 -147367		
				予定納税額(第1期分・第2期分) 46 0		
				第3期分納める税金の税額 47 0		
				還付される税金の所 48 9 147367		
				配偶者の合計所得金額 49 0		
				専従者給与(控除)額の合計額 50 0		
				青色申告特別控除額 51 0		
				雑所得、一時所得等の源泉徴収税額の合計額 52 767252		
				未納付の源泉徴収税額 53 0		
				本年分で差し引く繰越損失額 54 0		

還付される税金の所 東京りそな 六本木

区分異動管理簿

- 1 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」を転記する
- 2 「公的年金等の源泉徴収票」の「支払金額」を転記する
- 3 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を転記する
- 4 雑所得の金額を計算する
- 5 所得を合計し、合計額を記入する
- 6 第三表を提出するので記入しなくてよい
- 7 第三表の⑥の金額を転記する

10 公的年金等及び退職所得の「源泉徴収税額の合計額」を記入する

9 還付される所得税額を計算する

8 すでに天引きされている所得税を合計して記入する

7 第三表の⑥の金額を転記する



# 申告書第三表（分離課税用）の記載例

令和 02 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA0037

東京都港区六本木〇-〇-〇  
カタヤマ サトシ  
片山 哲

第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

短期譲渡 一般分	①	
短期譲渡 軽減分	②	
長期譲渡 一般分	③	
長期譲渡 特定分	④	
長期譲渡 軽減分	⑤	
一般株式等の譲渡	⑥	
上場株式等の譲渡	⑦	
上場株式等の配当等	⑧	
先物取引	⑨	
山林	⑩	20000000
退職	⑪	20000000
短期譲渡 一般分	59	
短期譲渡 軽減分	60	
長期譲渡 一般分	61	
長期譲渡 特定分	62	
長期譲渡 軽減分	63	
一般株式等の譲渡	64	
上場株式等の譲渡	65	
上場株式等の配当等	66	
先物取引	67	
山林	68	
退職	69	5650000
総合課税の合計額	⑨	2450000
所得から差し引かれる金額	⑩	1418770
⑪ 対応分	70	1031000
⑫ 対応分	71	000
⑬ 対応分	72	000
⑭ 対応分	73	000
⑮ 対応分	74	000
⑯ 対応分	75	000
⑰ 対応分	76	000
⑱ 対応分	77	5650000

70 対応分	78	51550
71 対応分	79	
72 対応分	80	
73 対応分	81	
74 対応分	82	
75 対応分	83	
76 対応分	84	
77 対応分	85	702500
78から85までの合計	86	754050
株式等	87	
配当等	88	
先物取引	89	
山林	90	
退職	91	

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		92		
特別控除額の合計額		93		

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
	円	円	円
所得の生ずる		8	9
株式会社左内商事	20,000,000		8,700,000

1 退職所得の源泉徴収票に記載されている「支払金額」を転記する

2 退職所得の金額を計算する(2-2参照)

3 「第一表」の⑨「所得金額の合計」を記入する

4 「第一表」の⑩「所得から差し引かれる金額」の「合計」を記入する

5 ⑨-⑩の金額を記入する

6 「所得税の速算表」(23ページ)をもとに、それぞれの税額を計算する

7 税額を合計する

8 退職金の支払元を記入する

9 退職金の「収入金額」と「退職所得控除額」を記入する

故 田中喜朗さん（被相続人となる人）の場合（妻 1 人）

【所得の種類】

●公的年金（支払金額）…300万円 ●給与（収入金額）…120万円

【所得控除】

○社会保険料控除…45万円 ○配偶者控除…38万円  
 ○地震保険料控除…5万円 ※相続開始の日は、令和2年12月15日  
 ○生命保険料控除…10万円

●提出書類

- 申告書 A 第一表（提出用）
- 申告書 A 第二表（提出用）
- 死亡した者の令和〇年分の所得税の確定申告書付表

●添付書類

- 個人年金保険料支払額などの証明書
- 保険料控除証明書 など

確定申告書 A 第一表の記載例

麻布 税務署長 令和 02 年分の 確定申告書 A 捺印は不要

住所 東京都 106-0032 個人番号 123412341234

フリガナ タナカ ヨシロウ  
 氏名 被相続人 田中 喜朗  
 性別 世帯主の氏名 田中喜朗 世帯主との続柄 本人  
 生年月日 3 25 02 09 電話番号 03-0000-0000

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		雑損控除	
給与	1200000	雑所得	1900000	社会保険料控除	450000	雑損控除	
公的年金等	3000000	配当		小規模企業共済等掛金控除		医療費控除	
その他		一時		生命保険料控除	100000	寄附金控除	
配当		合計	2450000	地震保険料控除	50000	合計	1460000
一時				寡婦、寡夫控除	0000		
合計	1500000			勤労学生、障害者控除	0000		
				配偶者（特別）控除	380000		
				扶養控除	0000		
				基礎控除	480000		
				⑥から⑮までの計	1460000		
				雑損控除			
				医療費控除			
				寄附金控除			
				合計	1460000		

税		金		の		計	
課税される所得金額	1990000	上②に対する税額	49500	配当控除		災害減免額	
配当控除		配当所得の合計	68000	源泉徴収税額	100000	申告納税額	00
復興特別所得税額	1039	未納付の源泉徴収税額		還付される税額	49461	延納届出額	000
所得税及び復興特別所得税の額	50539	申告期限までに納付する金額	00				
外国税額控除							
源泉徴収税額	100000						
申告納税額	00						
還付される税額	49461						
配偶者の合計所得金額							
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	68000						
未納付の源泉徴収税額							
申告期限までに納付する金額	00						
延納届出額	000						

10 公的年金の「源泉徴収税額」を記入する

9 還付される所得税額を計算する

8 すでに天引きされている所得税を合計して記入する

- 1 「2-4」を参照して、収入と所得金額を記入する
- 2 課税される所得金額を計算する
- 3 「所得税の速算表」(23ページ)をもとに、税額を計算する
- 4 ②から「③から⑩の合計額」を差し引いた額を記入する
- 5 ③から災害減免額を差し引いて、「基準所得税額」として記入する
- 6 ④の「基準所得税額」の2.1%を計算して記入する
- 7 ④の「基準所得税額」に復興特別所得税の額を合計して記入する